
ア メ リ カ

市 政 改 善 史

市 政 調 査 資 料

第 3 1 號

東 京 市 政 調 査 會





カ
史

目 次

一	初期のアメリカ市政	1
二	アメリカ市政初期の改善	5
三	市政改善の諸團體	8
四	市政綱領の制定	12
五	科學的調査機關の發達	13
六	新しい市政綱領	19
七	デモクラシーの推進	22
八	行政水準の高揚	27
	結 語	40

アメリカ市政改善史

小 倉 次

一 初期のアメリカ市政

アメリカ市政は南北戦争（一八六一—一八六五年）以前においてはたいして問題ではなかつた。一八六五年を境としてそれ以後、都市は國民經濟上重要な地位を占めるに至つた。すなわち、南北戦争はアメリカの様相に深刻な影響を與え、政治的には今まであまり關心をもたなかつた人々が國家の政策に一段關心をもつに至り、とくに選舉人は政黨の政策に大いに關心を拂うようになった。また、經濟史的にはこの戦後は最も顯著な發達を遂げた時代であり、機械の發明による生産の増

大、交通・通信のスピード・アップ、商業および農業生産手段の擴大などが達成された時代で、自由競争はますます經濟活動を刺激し、促進した。鐵道の建設は最初は主として北部に行われ、ついで南部に擴大され、かくして、大きな資本がいくつかの私人のグループに握られるに至り、これが後の時代に「巨大産業」"big business"と呼ばれるものの初めである。農業生産の近代化は都市の發達を促し、都市の發達は農村の事情に大きな影響力を與え、たがいに因となり果となつて發達を遂げた。この時代は南部諸州を除き、一般に事業の發展と金もうけの黄金時代で、都市はこうい

う幸運をつかもうとする人々のメッカであつた。したがつて、はたらきのある人々はみな金もうけに走り、若い有望な人材は地方政治には足を踏み入れなかつた。都市は行政主體としては輕視され、よい市政は望むべくもなく、情實主義のはびこつた暗黒時代であつた。

南北戦争後の政治的、經濟的、社會的變動は都市の急激な發達を促し、たとえば一八六〇年には人口八、〇〇〇以上の都市は一四一であつたが、一八七〇年には二二六に増加し、二〇年後の一八八〇年には四四五に増加した。また、都市人口は一八六〇年の五、〇七二、二五六から一八九〇年には一八、二四四、二三九に急増し、この三〇年間に都市人口は全人口の一六%から二九%に増大した。アメリカ獨立後の九〇年間は都市の人口増加はつねに全國増加人口の三分の一未満であつたが、一八八〇年代を轉機として、一八九〇年代までに都市は郡部の三倍の早さをもつて人口を増大した。それでも、一八九〇年には未だ人口五〇萬以上

の都市は四、二〇一五〇萬都市一五、一〇一二〇萬都市二八にすぎなかつた。

この都市の發達は都市の營むべき機能を増大し、ことに急激な人口の都市集中化は多くの問題を惹起した。新しい都市が出現すればそこに新しいサーヴィスを提供する必要が生じ、古い都市が増大すれば古い施設では間に合ふなくなる。都市の營むべき機能ならびに施設としては、上水道・下水道・塵埃・厨芥の處分・生命財産の保護・公衆衛生・電氣・ガス・交通・道路舗装・街路照明・道路清掃・遊歩道・橋梁・學校・圖書館・遊戯場・運動場・教育施設・レクリエーション施設などが必要であつた。當時これらの施設は効率を考えずに、單に便宜主義で實施されたので、貴重な特許が政治的理由で與えられたり、豫想しなかつたような借金を市が背負ひ込むようなこともしばしばあり、市政における浪費はまったく日常茶飯事となつた。この市政の弊害はもちろん市政に金靈性のないことと行政管理の貧困なことによるものではあるが、さらに

その根本は市民が市政に關心をもたなかつたことにあり、よい市政が實現するかどうかは市民の市政にたいする關心如何にかかつてゐることは言うまでもないことであるが、この時代の特色の一つはいわゆる「よい階層の人々」"better class"が市政の病的症狀にまつたく顔をそむけ、市政の改善に努力するよりは金もうけに忙しかつたという點にあつた。

新聞が世論を動かす大きな力をもつてゐることは今も昔もかわりはないのであるが、當時の新聞も市政については疑獄事件でもなければ書き立てなかつた。したがつて、新聞が積極的に市政をよくすることに日常貢獻するということはなかつた。しかし、時々ではあつても新聞が問題を大きくとりあげるといふことは市政の改善と進歩のためにきわめて有益であつた。ことに、ニューヨーク・タイムズ紙がニューヨーク市政の腐敗を暴露する重要な役割を果たしたことはあまりにも有名である。

當時多くの雑誌もしばしば都市問題を取りあげた。

その雑誌のうちでは Atlantic, Century, Cosmopolitan, Harper's, Nation, North American Review, Scriber's が主なるものであつた。一八八六一八九〇年には公共の事件だけを載せる雑誌として Current Literature, Literary Digest, Public Opinion, Review of Reviews, Arena, Form の諸誌が出現した。一八九七年には都市専門の雑誌として、Municipal Affairs が季刊で發行され、一九〇二年までつづいた。

市政に關する書物は當時はまつたくなかつた。アメリカの都市について最初に書かれた書物は、一八八八年に書かれたジェームス・ブライス卿のアメリカ共和國 The American Commonwealth である。一八九〇年代になつてはじめて大學の教科書向きの市政に關する書物が現われた。

南北戦争前においては、大學生にヨーロッパの大學に入學し、主として哲學と文學とを研究し、政治の研究は哲學の一部として研究される程度であつた。南北

戦争後はアメリカの大學の教育も刷新され、大學の數も一八七八年の約三五〇から一八九八年には五〇〇近くに増加した。そして、教育内容も擴大され、政治および制度の科學的研究も非常に行われるようになった。ジョンズ・ホプキンス大學は、一八七六年に「歴史と政治」"history and politics"の研究を開始し、コロンビア大學一八八〇年に政治學部 School of Political Science を創設した。また、シカゴ、ハーヴァード、ペンシルヴェニア、ウイスクンシンの各大學もひきつづいて政治・經濟・社會學・歴史などの講座を設けた。當時、コーネル大學の總長 Andrew D. White、コロンビア大學の John W. Burgess と Frank J. Goodnow、ハーヴァード大學の A. Lawrence Lowell、プリンストン大學の Woodrow Wilson、ヒール大學の Theodore D. Woolsey、ペンシルヴェニア大學の Edmund J. James ら諸教授はこの新しい社會科學分野における指導的な學者であつた。一八九〇年までは行政 Public Administration の研究はじ

まつていなかった。ペンシルヴェニア大學に Leo Rowe 教授の指導のもとに市政講座 independent Lectureship on municipal government が設置されたのは一八九四年のことで、これが市政講座の最初のものである。

この頃までに發達した他の重要な事件は、社會科學の研究に関する全國的な團體がいくつか組織されたことである。American Social Science Association の創立は一八六五年であり、American Historical Association, American Economic Association, American Statistical Association, American Academy of Political and Social Science の設立はそれぞれ一八八〇年代であつた。二〇世紀に入り一九〇三年に American Political Science Association と American Sociological Society が設立された。これらの團體はある場合には都市問題に強い關心を示し、その機關雜誌に當面の地方行政上の問題をとりあげ、その解明のための論議と周知の役目を果した。

しかし、概観して一八九〇年以前においては都市にその包藏する問題の重要さにふさわしいだけの一般の認識は受けていなかった。新聞も出版も大學も市政を等閑視したために市政はいよいよみじめなものとなつた。市政の實態を市民の前にありありと描寫してみせるということもなく、市政に関する知識、經驗をたがいに交換するということもなく、非能率と腐敗とを多分に包藏する市政を治療し、改良し、害悪を豫防しようという努力には、かりに市政に深い關心をもつ市民がこれにつとめようにも、どこからも全然援助の手が差しのべられない情態にあつた。この極端な暗黒時代を経て、ようやく新しい市政のれい明が訪れるわけである。

二 アメリカ市政初期の改善

社會的變革とか行政制度の改正とかいう問題は、一夜に古いものを覆えて新しいものにするという變

革は望ましい變革ではなう。徐々に進歩的に變革されてゆくのが、最も堅實な、望ましい變革である。したがつて行政制度はたえず目立たぬうちに補正的な方法で刷新せらるべきである。一九世紀におけるアメリカ都市の構造上の變化とサーヴィスの増大とは、たえず行政制度の修正によつて對處されている。もつとも、實際には行政制度の修正による治療が、急性な都市の病症の進行におくれがちであつたということはある。

アメリカ市政の發達を類別してみると地方地方によつていちじるしく異つている。東部地方は初期の植民地として最も早く拓けた地方であり、その地方制度も母國イギリスの地方制度を移し植えており、したがつて、都市制度としても他地方に比し古く、かつ落ちついた性格をもつていたので、新しい政治、行政方式の採用にはつねに抵抗した。そして、都市の發達に伴う政治、行政のやり方の修正も、できるだけ絶對やむを得ない限度に止め、その方法も構造を變更するということよりは、權限の再配分というようなやり方で行つ

ている。また、南部地方では、権限の中央集権化の傾向は、他のどの地方よりも徐々に行われた。その理由は、おそらくその地方の都市發達のテンポがゆるやかであつたためと思われる。國柄が新しいことと傳統がないことにより、中央部および西部都市では、その政治、行政組織の變更をすこぶるやすやすとやりとげている。

植民地時代の市長の地位はイギリスの制度そのままの引き寫しで、ほとんど特別の権限をもたず、わずかに、彼自身その議員の一人である市議會の議長をつとめることであつた。植民地時代の一七都市のうちとくに一般選舉により行政執行者 *an executive* を選任していたのは四都市にすぎなかつた。一九世紀の初頭に、執行の長としての市長を公選するという考え方が次第に受け入れられてきたが、その發達は一八三四年まではきわめて徐々であつた。この年にニューヨーク市が初めて市長公選制を採用し、その後諸都市がこの例を追つて、一八五〇年代までこれが都市行政における一特色であつた。市長の地位がこのように獨立的に

發達しつゝあつた間にも、南北戦争前においては都市の権能の大部分は市議會がこれを握つていた。しかし、都市が發達し、その行政権限が擴大するにつれ、市民の間に市議會への不信任が次第に生じてきた。すなわち、都市の増大する権能を濫用するのを防止するための請願や地方行政にたいする州の監督を強化する要請が、州議會にたいしてしばしば行われた。州議會は自ら地方行政を直接コントロールする代りに特別の立法により、また地方行政事務を管理する特殊機關を多數設置することにより都市行政に干渉した。しばしば、州議會は都市のためにその政策作成の機關とさえなつた。かくして、市議會は主要な立法機能を奪われてしまい、その重要性を喪失した。市政の實態をさらに悪化したのは行政部が公選による職員、または市長の任命による職員、あるいは場合によつては州知事の指名による委員會などによりばらばらに構成され、権限と責任との關係がまったく不明確であつたことである。一方、立法による州の干渉がますますはなはだし

くなつたので、多くの州では特別の立法を禁止する規定を州憲法に採擇した。しかし、この規定の精神はたやすく破られたので、このことはかならずしも州の不當な干渉を除去しはしなかつたが、これは都市にたいする州の新しい態度 *attitude* を啓示するものであつた。ミズウリ州は州憲法によつて都市に自治 *home rule* を許した最初の州であるが、それは一八七五年のことであつた。州憲法によつて都市自治を許した州は一九〇〇年までには、わずか四州にすぎなかつた。

フェアリー J. A. Fairlie 教授が指摘しているように、都市問題は一八七〇年以前においてはまったく偶然にとりあげられたにすぎず、一九世紀の終頃にはじめて都市の状態が真剣に考えられるようになった。そして、多くの重要都市において行政再組織の問題がとりあげられたのはこの新しい様相を物語るものであつた。一八七〇年にはじめてニューヨーク市は、州委員會 *state commission* を廢止し、市に課税権を與える新憲章を獲得した。つぎの一〇年間にブルックリ

ン、リッチモンド、シカゴその他の多數都市が同じような新憲章を獲得した。このことは市政の新しい發達を示すもので、どの市憲章も、市長が市會の同意を得て多くの主要職員を任命することを認め、市長に一般職員の任免、轉任の権能を與え、また市議會の議決にたいし制限された拒否權（市議會の三分の二または四分の三多数決でくつがえされる）を認めた。この頃から、権能と責任とが市長に集中する傾向を生じた。一九世紀後半のも一つの特色は市長の任期がのばされたことである。従來、市長の任期は一年であつたが、それが二年に、場合によつては三年または四年にのばされた。これは市政にある程度の安定性を與えるものであつた。

植民地時代の市議會は一院制であつたが、連邦憲法が制定された際、その二院制の形式が、地方自治にも影響を與え、ボルデモア、ボストン、ニューヨーク、フィラデルフィア、ピッツバーグ、セントルイスなどは一九世紀前半には二院制をとつていた。南北戦争の

終頃までは市議會は普通大議會(議員數が多い)で、かつ二院制であつたが、つぎの二〇年間に市議會の大きさは縮小され、一院制となり、議員の選舉も小選舉區よりは大選舉區への運動がはじまつた。

司法が行政および立法から獨立したのは比較的新らしいことであり、選舉制度の改革されたのも今世紀に入つてからである。オーストラリア式投票を都市が採用したのは一八八八年が最初であり、ショート・バロット(選舉による職位を減らすこと)・比例代表法・直接立案・一般投票・解職請求なども多くは今世紀に入つてからの採用である。都市が職員の採用・昇進に成績主義を採用したのも一八八三年に國會でペンデルトン法 Pendleton Act が制定されてからのことである。近代的豫算によるコントロールと方法とを採用したのは一九〇〇年以後のことであり、これ以前に中央購買制度を採用していたのは一市にすぎなかつた。都市に行政能率の調査機關が設置されたのもこの頃であり、市の市政専門圖書館や私設の市政調査機關が誕生した

cation of Chicago で一八七四年以來ずっと今日まで活動の記録をもっている。

より恒久的な市政改革團體が出現したのは一八八〇年代で、この年代につきのようなものが設立されている。

Citizens' Association of Albany	1881
National Civil Service Reform League	1881
Massachusetts Reform Club	1882
International Law and Order League	1883
Baltimore Reform League	1885
American Institute of Civics	1885
Citizens' Municipal Association of Philadelphia	1886
Citizens' Association of Boston	1887
Massachusetts Society for Promoting Good Citizenship	1887
Citizens' Association of Buffalo	1886
Library Hall Association of Cambridge	1889

一八九〇年代のはじめは市政改革團體の最も華やかな時代で、一八九四年には八〇以上の市政改革團體があつたが、そのうち約六〇團體が一八九〇年以後に設立されたものであつた。一八八〇年以前に起源するも

のも一九〇〇——〇六年のことであり、大學の行政調査機關の設置は一八九〇年代にはじまり、とくに市政調査機關を設置したのは一九〇〇年以後のことである。各州の都市連盟も一九〇〇年までは七州にあつたにすぎず、アメリカ都市連盟 League of American Municipalities の誕生は一八九七年である。

三 市政改善の諸團體

一八七〇年代の都市改革の企圖はだいたひ發作的な一時的なものであつた。一八七一年にニューヨーク市に組織された政治改革委員會 Council of Political Reform と、市政ボスとたたかうべく設立された七〇人委員會 Committee of Seventy はともにそのよい例である。一八七一年に設立されたフィラデルフィアの市民改革同盟 Citizens' Reform Association は約一〇年間活動した。この種市民團體で最も古くから存在しているのはシカゴの市民同盟 Citizens' Association

のは三團體にすぎない。ニューヨーク市は各地區にあつた多數の改革團體を別にしても、一八九四年には一二以上の全市的な改革團體をもつていた。また、これから改革團體は一六州にわたつていたが、その半數はニューヨーク、ペンシルヴェニア、マサチューセッツの三州に集中しており、ミシシッピイ河以西に存在したのは全體の一〇%以下であつた。これら團體の名稱はさまざまであつたが、その内容はだいたひ一様であり、その活動は任意の寄附または會員の僅かの會費をもつて賄われ、仕事は會員が進んで擔當し、専任の職員を置く團體はきわめて僅かであつた。また、これら團體の目的には一般的に市政改善を目的とするものと特殊の目的を有するものとあり、その目的達成の方法にも一般市民教育的方法と政治的運動の方法と兩方法がとられている。

市政改善だけを目的としたものではないが、その活動の一部として市政の改善をとりあげる團體があつた。たとえば、一八七九年に設立されたシカゴクラブ

同盟Union League Club of Chicago は社會、政治研究團體であるが、しばしば市政改革の問題を扱っている。クリーヴランド、ミネアポリス、カンサスシティ(ミズウリ州)その他の都市の商業會議所や實業家團體はいずれも都市の繁榮をはかるために市政の改善に關心をもつた。また、慈善、工業、道德、市政などを統合して取りあげる團體もあつた。この時代には一時的存在の團體が多く、特定の改善の目的を達成してしまうとすぐに解體してしまい、とくに地方選舉の際にできるものにはそうした性格のものが多かつた。

市政を改善しようという運動の主唱者たちはただ一つ、二つの市の市政を改善するだけでは十分ではないことをささるようになった。個々の都市における改善の経験とか改善のための原則的な戦術はたがいに交換し合わなければならぬということが認識された。そこで、一八九二年に、各都市の市政調査研究團體はつとめて内外の情報を集收し都市公務員の活動を援助、激勵するために全國的な團體を結集し、毎年總會を開

いて市政能率向上のために全國的な協力を増進すべきであるということが識者により主張された。一八九三年夏に、フィラデルフィアの市政連盟は市政改善を目的とする全國的會合を開催することを準備し、ニューヨークのシテイククラブがとくにこれに協力した。一方ミネソタ州ミネアポリス市でも同じようなことが計畫され、まつたく期せずして西と東同時にこの運動の必要を認識したわけである。かくして、市政改善のための第一回の全國的會議がフィラデルフィア市政連盟の招請により一八九四年一月二五、二六の兩日同市に開催された。この會議には二九團體を代表する一五〇名の代表が招請され、一三州二都市から代表が出席した。なお、ブラウン大學、コーネル大學、ペンシルヴェニア大學の代表者、著名な法律家・ジャーナリスト・技師・實業家・政府職員なども出席した。

この會議における題目は、都市公務員と市政改善との關係、都市選舉を他の選舉との分離問題、都市公務員にたいする壓力の問題、市政にたいし一般市民に關

心をもたせる方法、都市主要職員の選任につき市民に關心をもたせる方法、教會と市政改善、政治改革の實際的方法などあつた。種々の論議の結果、現下の市政の弊害は、スポイルス・システム(情實主義)が横行していること、全國的な政黨が市政に干與すること、よい市民が市政に無關心なこと、市の契約制度が不適當なこと、市政にたいする有力會社の支配力の強いことなどに起因することが明らかにされた。そして、これが解決策として、市執行部へ責任を集中すること、連邦および州の選舉と都市の選舉とを分離すること、情實主義を根絶すること、市政から政黨を排除すること、市政の實業的運営を行うべきことなどが主張された。また、これら改善事項の達成方法としては、

一般市民教育、教會および婦人團體の活動、市政改善團體結成の奨励などによるべきことが主張された。

この會議において七名の委員から成る特別委員會が任命され、この會議を恒久的組織とすることが委嘱された。委員會は團體の規約、組織などを立案し、一八

九四年ニューヨークのシテイククラブ主催の全國的會議においてこれを決定し、ここに全國都市連盟National Municipal League の確立をみるに至つた。その後、今日に至るまで、この團體はアメリカにおける市政改善の最も有力な團體として活動をつづけている。この連盟の目的は規約に規定されているように、

- 1 共同の行動と組織の力によつてのみ、よき市民がよき條例をもち、有能な職員を選任し、市公務員の地位を確保し、無能な人物の公務員となることを防止することができると確信する人々の数を増加し、その活動を調整し、結集すること
- 2 市政實態の全般的調査、研究を促進し、都市公務員の任命方法およびそれに關する條例、規則の研究を促進すること
- 3 市政改善のための會議や會合を世話し、報告、討議その他の文獻を配布すること

にある。一八九四年—一八九七年の三年間に本連盟は、(一)市政改善のため四回の會議を開催し、(二)市政改善のための諸文獻を刊行し、(三)市政改善運動の調整を行つた。

四 市政綱領の制定

一八九七年にコロンビア大學グッドノー教授が言つたように、當時アメリカの市政には一般的に承認された市政の理論 theory は存在しなかつた。一八九七年五月のルイヴィルにおける全國都市連盟の總會でニューヨークのホーレス・デミング Horace E. Denning 氏はつぎの趣旨の提案を行つた。

「連盟執行委員会は市政綱領 Municipal Program を研究するため一〇名の委員から成る委員会を任命する。その綱領はよりよき市政の基礎となる基本的原則を規定し、アメリカの産業および政治に調和した實際的な案 working Plan or system を立てるものである」

この提案は満場一致で採擇され、委員にはつぎの人々が任命され、いずれも市政に關する實際家、學者として當代一流の人々であつた。

Horace E. Denning, Albert Shaw, New York; Frank J. Goodnow, Columbia University; Alfred T. White,

Brooklyn; Nathan Matthews, Jr, Boston; George W. Guthrie, Pittsburgh; Edmund J. James, University of Chicago; Charles Richardson, Clinton Rogers Woodruff, Philadelphia; Leo S. Rowe, University of Pennsylvania

この市政綱領委員會は一八カ月間非常に骨を折つて研究した結果、一つの成案を得て一八九八年一月三〇日—二月二日のインディアナポリス市における連盟總會にこれを提出した。各方面の専門家により論議されたが結局、結論に到達せず、さらに再検討してつぎの總會に提出さるべきことが決議された。そして、最終案が一八九九年一月コロンバス市の總會に提示され、決定された。その綱領は、(一)市と州との關係、(二)市の權能の範圍、(三)市議會(一院制で、議員數は九—一五名、全市一選舉區、任期六年、三分の一ずつ二年ごとに改選)、(四)市長(一般公選、任期二年、執行の長とする)、(五)財務(財務部長は市議會が選任)、(六)公益企業の特許(嚴重な制限を附す)、(七)選舉方法(市の選舉は州または連邦の選舉と同じには行わない)ことなどの

原則を規定したのであつた。

この市政綱領はアメリカの都市行政に非常な影響を及ぼし、多くの都市はこの綱領の原則に従つて市憲章を修正した。ウィロービー W. F. Willoughby 博士は「この綱領は合衆國における市政改革の歴史に一時代を畫したものであり、市政の改善に大きな影響を與えた」と指摘している。結論として、この市政綱領は市政改革論者の間に思想の統一を與え、世論にたいしては市政の積極的、具體的政策を提示したところに、大きな意義があつた。

五 科學的調査機關の發達

(1) ニューヨーク市政調査會 The New York

Bureau of Municipal Research

ニューヨークに有力な慈善團體の一つとしてニューヨーク貧困者救済協會 New York Association for Improving the Conditions of the Poor があつた。

この協會の會長フルトン・カッティング R. Fulton Cutting 氏は教養の高さ、富裕な人であり、その秘書役のウィリアム・アレン博士 Dr. William H. Allen がこの協會の事業の實施にあたり、ジョン・ロックフェラー John D. Rockefeller 氏がこの協會の財政を援助していた。カッティング氏とアレン博士とは、もしニューヨーク市の行政の水準がもつと改善されれば、この協會の仕事はもつと範圍を擴げ恒久的な價值のあるものとなりうるだろうと考え、ことにアレン博士は管理技術の改善の必要を痛感し、さしあたり自分の協會の仕事のやり方にテラー Taylor の科學的管理方法から採用した能率と經濟の經營原則を適用してみた。その結果、この同じ原則は行政の分野にも適用しうるといふ確信をもつた。

一九〇三年にニューヨーク市長セス・ロー Seth Low 氏が再選に敗れたことは、市政改善團體に非常な衝撃を與えた。この事件によつてアレン博士は投票だけで市政の改善、進歩を期待することは不可能であ

ることをカッティング氏に確信させた。その結果として、調査能力のある専門のスタッフをもつて能率と経済の原則を行政の運営に適用することを調査、研究する恒久的な、どの党派にも属しない中立の調査機関を設立する計畫が進められることとなつた。それは、かような科學的調査機關を設けることによつて、市長や議員にどのような人が當選しようとするにはかわらずに、恒久的な改善された行政方法の樹立、維持が期待しうるからであつた。カッティング氏は當時同氏が會長であつた市政改善市民同盟局 Bureau of City Betterment of the Citizens' Union の一部として科學的な市政調査活動をする一年分の經費を自ら負擔することに同意した。この市政調査活動はすこぶる成功したので、カッティング氏はアンドルー・カーネギー氏とジョン・ロックフェラー氏にこの新しい市政調査機關について財政的協力をもとめて、その同意を得た。その結果、この調査機關は市民同盟局から分離して一九〇六年にニューヨーク市政調査會として誕生

した。當初は市政調査會はアレン博士、ヘンリー・ブルアー Henry Bruene 氏、クリーヴランド博士 Dr. Frederick A. Cleveland 三氏の指導下にあつた。

ニューヨーク市政調査會は、當時ニューヨーク市政を完全に牛耳つていたタマニー・ホールからひどい反對を受け、市の公の記録もこれを見ることを拒否された。そこで、調査會はそういうことを無理に争うよりは、むしろマンハッタン區の街路清掃方法の能率について實地調査をすることにきめた。市の役人たちは調査會の報告をあえて受け容れなかつた。ことに、マンハッタン區長のジョン・アハーン John F. Ahern 氏はその報告の刊行を侮辱罪だとして調査會を相手に訴え、一〇萬ドルの損害賠償を請求した。アハーン區長を支持したマックレラン George B. McClellan 市長はジョン・ミッチェル John Purroy Mitchell とする若い辯護士に依頼してこの訴訟を研究させたところ、ミッチェルの報告は市政調査會の調査の正確なことを確認した。そこで、州知事チャールズ・ヒューズ

Charles E. Hughes 氏はアハーン區長を無能として罷免した。これは、州知事がかような理由で一般選舉

による職にある者を罷免した最初の事例であつた。これで訴訟問題も解決し、市政調査會は市の公の記録を閲覧する権利のあることも確認された。もう一つ豫期

しないことで市政調査會に幸じたことは、一九〇六年のニューヨーク市議會改選に際してタマニー派の人々は市政調査會をひどくさして選舉戦を行つたが、これがかえつて市政調査會を全國的に有名にし、ニューヨークの五〇名の富裕な人々が調査會の五年間の經費の寄附を申し出る結果となつた。

間もなく、雨降つて地固まるというわけで、市の役人たちは市政の重要問題につき市政調査會と協力するようにになり、調査會と市長・區長その他主要理事會との間も親密な關係を結ぶようになり、市政のいくつかの部門については市政調査會が事實上市の公の機關であるかのごとき觀を呈するに至つた。市政調査會はニューヨーク市のために専門家を糾合して市の新しい

會計制度を立て、また新しい豫算制度を編成し、保健・上水道・公共事業・歳入の各部局の内部組織を再編し、近代的購買制度を立て、また人事行政階制の研究などを行つた。

ニューヨーク市政調査會の活動が顯著な成功をおさめたことは廣く各方面の注目を集め、同じような機關を設立する手引が他の諸都市から求められ、また市政調査會は行政の分野における多數専門家を擁していたので、進んで他の自治體の調査をも引き受けた。また、各地方から市政調査の専門職員的需求が増大しつつあるのにかんがみ一九一一年には、かかる調査職員を養成するため行政研修所 Training School for Public Service を設立した。

一九二〇年頃まではニューヨーク市政調査會は科學的な市政調査機關を設置する運動の中心であつたが、次第に市政調査會はニューヨーク市政の調査だけの調査活動から手を引くこととなつた。それは市政調査會にたいし全國的な相談および調査の機關としてサーヴ

イスすることが要請されて來たからである。そこで一九二五年、市政調査を再組織し、名稱も全國行政研究所 National Institute of Public Administration に變更し、行政研修所もその組織内に吸収し、ニューヨーク州行政の研究や一般行政に關する調査、研究に關心が向けられるようになった。一九三二年には、さらにその名稱が行政研究所 Institute of Public Administration と變更されて現在におよび、ルーサー・ギューリック博士 Dr. Luther H. Gulick がその會長である。

(11) その他の市政調査機關

ニューヨーク市政調査會の行つた科學的な調査は市政の上に大きな影響を與え、この市民の調査會という考えは急激に諸都市に擴つた。まず、一九〇八年にはフィラデルフィア市に市政調査會が設立された。これは當時低調をきわめていた同市の市政を立てなおすためであつた。同年、シンシナティ市にも市民の力によ

つて市政調査會が設立され、さし當り市政の醜狀を市民の前に暴露することを目的とした。シカゴ市では行政效率調査會 Bureau of Public Efficiency が富裕な市民のグループにより一九一〇年に設立され、直ちに市の経費の調査研究に乗り出した。一九一二年にはナショナル金錢登録機會社の社長であり、慈善家であるジョン・パターン John H. Patterson 氏がオハイオ州デイトン市に市政調査會を設立し、その全財政を引き受けた。この調査會も當時デイトン市の財政がきわめて紊亂した状態にあつたのでこれに科學的メスを入れるのがさし當りの目的であつた。ミルウォーキー市では現在の市民調査會 Citizens' Bureau が一九一三年に設立された。ミネアポリス市では同じ年に委員會制の市自治憲章が通過しなかつたので、舊市憲章のもとでよい市政を實現する唯一の途は科學的な調査機關を設置することであると考えられ、市政調査會が誕生した。

オハイオ州アクロン市では一九一五年に商業會議所

の一部として市政調査部門が設置されたが、これは間もなく獨立して市政調査會となつた。同じ年、ニューヨーク州ロチェスター市にもニューヨーク市政調査會の勧告により市政調査會が設置され、その財政はすべて同市出身のイーストマン寫真機會社社長ジョージ・イーストマン George Eastman 氏により負擔された。一九一六年にはトレド市およびサンフランシスコ市がそれぞれ市政調査會を設立し、デトロイト市もカッティング氏とクリーヴランド博士の訪問を受けた後デトロイト行政調査會 Detroit Bureau of Governmental Research を設立した。

これらの市政調査機關設立の運動はいずれもニューヨーク市政調査會が中心となつて推進したものであるが、その後、既述のようにニューヨーク市政調査會が一般行政の方へ關心を移して行つたにともない、市政調査會運動の主導權は、この方面でもつとも規模の大きい、しかももつとも能力のあるデトロイト行政調査會の手に移つた。

第一次世界大戰(一九一四—一九一八)中に市政調査會設置運動の進展は止つてしまひ、シンシナティ、ボルトモア、デイトン、デンヴァー、スプリングフィールド(マサチセッツ州)では市政調査會は消滅した。存續をつづけているものでも、豫算は縮減を餘儀なくされ、その活動も沈滞した。戦争終了時になお活動をつづけていたのは、ニューヨーク、フィラデルフィア、シカゴ、ロチェスター、デトロイト、ミルウォーキー、アクロン、インディアナポリス、カンサス・シティ、ミネアポリス、サンフランシスコなどの諸都市の市政調査會であつた。戦後には、戦時中に中止していた必要な公共事業を實施するため都市の経費が急激に増大し、税率の引上げが必至となるに及んで再び市政の科學的調査機關の必要が痛感されるようになり、一九二一年にセント・ポール、グリュウス、デ・モインの三市に市政調査會が設立された。一九二二年にはセント・ルイス市の富裕な市民のグループが市政調査會を設立し、一九二三年にはニューワーク市の商業會議所が市政

調査部門を設置し、一九二六年にこれを廢止し、また一九三二年にこれを復活した。デイトン市政調査會も一九二三年に再設置された。一九二〇年代に市政調査會の設置または再設置した市は、クリーヴランド、シ

ア、アトランティック・シティ、カンサス・シティ（カンサス市）などであつた。
現在、活動している主たる市政調査機關はつぎのものである。

市 名	調査機關名	設立年次	一九五〇國 勢調査人口
シ カ ゴ	The Civic Federation	一九一〇	三、六〇六、四三六
フィラデルフィア	Bureau of Municipal Research	一九〇八	二、〇六四、七九四
デトロイト	Bureau of Governmental Research	一九一六	一、八三八、五一七
ボルチモア	Commission on Governmental Efficiency and Economy	一九二九	九四〇、二〇五
セント・ルイス	Governmental Research Institute	一九二二	八五二、六二三
ホ ス ト ン	Municipal Research Bureau	一九三二	七九〇、八六三
サンフランシスコ	Bureau of Governmental Research	一九一六	七六〇、七五三
ワシントン	Citizens' Bureau	一九一三	六三二、六五一
ピ ャ ム ロ	Municipal Research Bureau	一九二七	五七七、三九三
ニュー・オルリーズ	Bureau of Governmental Research	一九三三	五六七、二五七
シンシナティ	Bureau of Governmental Research	一九二六	五〇〇、五一〇
カンサスシティ	(Mo) Civic Research Institute	一九二〇	四五三、二九〇
ロチェスター	(N. Y.) Bureau of Municipal Research	一九一五	三三一、二五二
セント・ポール	Bureau of Municipal Research	一九二一	三〇九、四七四
プロヴィデンス	(R. I.) Governmental Research Bureau	一九三二	二四七、七〇〇
デ イ ト ン	Research Association	一九二三	二四三、一〇八

デ モ イ ン Bureau of Municipal Research 一九二一 一七六、九五四
 ダリユウス Governmental Research Bureau 一九二一 一〇四、〇六六
 スケネクタディ Bureau of Municipal Research 一九二七 九二、〇七〇
 アトランティックシティ Survey Commission 一九二九 六一、六四二
 (Norman N. Gill, Municipal Research Bureaus P. 31)
 (因みに東京市政調査會 Tokyo Institute for Municipal Research は一九二二年二月ニューヨーク市政調査會を範として設立された機關である。)

六 新しい市政綱領

全國都市連盟が一九〇〇年に市政綱領を公表して以後の一五年間は、都市行政においてきわめて顯著な發達をみた時代であつた。この間に新しい都市の政治方式である委員會制 Commission Plan と市支配人制 City manager plan が創出され、數百の都市に實施されるに至つた。すでに述べたように、一九〇六年に創設されたニューヨーク市政調査會は市政の分野に科學的な調査方法を紹介し、また各地に同種の調査機關の設立を促した。市政綱領を都市政策の背骨とし、これら科學的調査、研究の結果を市政の實際に適用する

ことにより多くの都市において課税制度は改善され、新しい會計制度・豫算制度が立てられ、公益企業・都市計畫・圖書館・公衆衛生などの市政活動が急激に活潑化し、人事行政については成績主義が一般に支持されてきた。公選による地位を減少し、都市が自治權を擴大し、比例代表制・直接發案・一般投票・解職投票などの制度が採用され始めたのもこの時代である。この時代をさかいとしてアメリカ市政にははなはだしく露骨な腐敗はなくなつた。そして、市政改善のもつとも重要な主導役をつとめたのは都市連盟であつた。
 最初の市政綱領はその發表以來市政界に大きな影響を與えたが、その實施の結果にかんがみ、一九〇〇年

以後市政がどのように發達し、そして、市政綱領にどのような修正を加える必要があるかを調査、研究するため都市連盟は一九一二年とくに市政綱領委員會 Committee on Municipal Program を設置した。

委員會は更に自治權と公益企業、市長と議會、租税と財政、選舉、特許の六つの小委員會に分かれ幾多の検討を重ねた後、ようやく一九一八年に最終案に到達し、一九一九年に公刊した。その決定案は州憲法に規定せらるべき都市自治原則 home rule と標準市憲章 Model City Charter の二部から成つた。標準都市憲章の主たる内容はつぎのようである。

- 1 市議會 議員の任期は四年とし、定員数は人口によるものとするが最少五名、最大五〇名、選舉は原則として比例代表法によるものとする。
- 2 市長 市議會において議員が互選し、市議會の議長となり執行權をもたず、ただ市の儀禮上の代表となる。
- 3 市支配人 市議會が選任し、全行政の執行を擔當し、市議會にたいして全責任をもつ。

この標準市憲章は右のほか、人事行政、公益企業、特

許、財政、都市計畫などについて基準的規定をおいている。この標準市憲章のもつとも大きな特色は市支配人制度を採用したことにあるが、その基礎的な考え方はつぎの諸點にある。

- 1 都市に自治を與えることを州憲法に要請した。
- 2 市の各種選舉に無黨派主義 non Partisanship を堅持し、州および連邦の選舉と分離した。
- 3 直接發案・一般投票・解職投票など住民の直接政治參加の途を開いた。
- 4 立法と行政とを明確に分離した。
- 5 市支配人および部局の長などに一定の資格を要求し、専門家による行政の實現を圖つた。
- 6 市支配人を頂點として執行部の組織にピラミッド型の全一的機構を實現した。
- 7 思想としては公益企業の市營化を原則とした。
- 8 財政方面の改善については一九〇〇年の綱領よりは大分進歩した理論と方法を取りいれた。
- 9 一九〇〇年頃はまだ都市計畫の觀念がなかつたが、本憲章にはこれを取りいれた。

この新しい標準市憲章についてウィリアム・マンロー教授はこう述べている。

「このモデル・シティ・チャーターは都市政治制度の根

とを指摘している。

軸を議會においている。議會は地方公共團體の根元で、その權限を他の機關または役人に分割はしないが、そのうちのあるものを委任はする。つまり、市議會は市支配人を選任し、行政事務の執行を委任する。しかし、市議會は市支配人をいつでも罷免することができた。したがつて、市政における立法と行政との二大機能は分離されるが、行政は完全に獨立した機關の手へ移されるのではない。立法は適當な規模の市議會に、行政は専門的な市支配人に集中化される。議員は普通の市民であつてかならずしも市政の専門知識を有さないが、市支配人はまったく職業的行政家である。このようなやり方によつてはじめて立法と行政との間に困亂がなく、デッド・ロックに乗りあがることもなく、また活動にもぶらない」。

當時コロンビア大學の教授であつたチャールズ・ビーアド博士も「この新しい市政綱領はアメリカ合衆國の市政について進歩的な考え方に顯著な貢獻をなすものであり、都市連盟のすこぶる成長した判斷を表明するものである」と述べている。ミソネタ大學のウィリアム・アンダースン教授は、この新し綱領は現下のアメリカ市政のあらゆる問題を包括し、ジョン・スチュアート・ミルの考え方と原則的に一致する點の多いこ

この標準市憲章は一九二七年に修正し、(一)比例代表選舉の票數算定方法に關する規定をクリーヴランド、シンシナティ、ボルダー、アンシュタビュラ各市の經驗にかんがみこれを實際的に是正し、(二)豫算および豫算配分手續を詳細に規定し、(三)受益者負擔金制度および土木事業による不動産の評価方法を改正し、(四)人事行政を改善し、(五)都市計畫および地域制の新しい規定を設けた。一九三三年にもこれを改正したが、その主要點は、(一)財政規定、都市計畫および地域制の規定を改正したこと、(二)比例代表選舉の投票算定方法を改正したこと、(三)スラムおよび荒廢地區の規定を追加したこと、(四)人事行政に關する規定を修正したことであつた。一九四一年にも一九一六年以來大修正を行つたが、主として規定の表現方法を書き直したもので原則的な内容が變更されたわけではなく、依然として市議會市支配人制を採用しており、議員の選舉につき比例代表法によらない場合には大選舉

區で、ノン・バルチザン(無黨派)方式を推奨している。

七 デモクラシーの推進

一八八八年以來、アメリカの市政は五つの點すなわち(一)一般市民の關心の増大、(二)自治原則の發達、(三)都市行政組織の改善、(四)市民のコントロールによる新制度、(五)行政技術の發達において顯著な進歩を認めることができる。これらのことはいろいろの方面からのアプローチによつて達成されたものであるが、その根底を流れる精神はいうまでもなくデモクラシーの徹底である。アメリカがどういう方法で市政の改善、改革のためにデモクラシーの普及、徹底を圖つてきたかは注目しなければならない題目である。

(一) 大學と市政教育

全國都市連盟は一九〇〇年のミルウォーキー市における總會で、各大學が市政教育をどう行い、またどう

學およびカレッジは四六であつたが、一九一二年には六四に増加していた。また、一一八校(一九〇八年には約一〇〇校)が政治學の講座で市政にたいしある程度の注意を拂つている。

一九一六年にまた別の調査を行つたところ獨立の市政講座をおく大學は九五に増加し、その教授方法もいちじるしく改善され、調査所・參考圖書館・研究室が四六の大學に付置され、市政教育にきわめて效果的に役立っていることが明らかとなつた。なお、大學の後期學生には實際の市政に一時的にタッチさせることが試みられており、これらのことから、ここ數年の間に市政教育に非常な進歩がとげられたことが判明した。

(II) 賞金制度

學生の間に都市行政についての興味を喚起するためすぐれた論文にたいし賞金を與える制度が立てられている。もつとも古く、かつもつとも世に知られているのはウィリアム・ボールドウィン賞 William H.

行ふべきかを調査、研究する委員會を設置した。この委員會は一九〇一、一九〇二、一九〇三年と毎年會合、検討を重ねた結果、新しいテキストを作成した。

また、一九〇四―五年には「都市と市街鐵道との關係」一九〇五―六年には「都市とガス・電氣事業との關係」一九〇六―七年には「都市と上水道との關係」というような題目について研究した。一九〇八年にウィリアム・マンロー教授によりアメリカの大學およびカレッジにおける市政教育の實態の詳細な調査の結果が報告されたが、それによればこの一〇年ないし一五年間にこの方面に對しても顯著な發達をとげたことが實證された。また、この委員會の主催のもとに市政教育の方法に關する會議が、一九〇八年リッチモンド市(ヴァージニア州)、一九〇九年ニューヨーク市にアメリカ政治學會が開かれた際同時に開催された。一九一二年には再び市政教育の實態について調査を行い、市政教育を行つている一七二の大學その他教育施設から回答があつた。一九〇八年には市政講座をおいている大

Baldwin Prize がある。この賞金は一九〇五年に同氏の市民活動を永久に記念するためにフィラデルフィア市のジョージ・バーナム George H. Burnham 夫人により設定されたもので、州または都市の行政の講座をもつているカレッジまたは大學の正規のコースに登録された學生の州または都市の行政に關する論文のうちもつとも優秀なものに一〇〇ドルを與えるものである。また、一九一〇年にフィラデルフィアのチャールス・リチャードソン(全國都市連盟副會長) Charles Richardson 夫人が同市の著名夫人たちの協力のもとに高等學校の學生にたいする賞金を設定し、學生の市政に關する論文のうち優秀なものに三〇ドルと二〇ドルの賞金を與えることとした。シンシナティ市では市政刷新の記念に寄附金を集めそれを基金として賞金制度を設定し、シンシナティ大學の學生のシンシナティ市政または市民生活に關する問題を扱つた論文の優秀なものには毎年賞金二〇ドルを與えるもので、シンシナティ・プライズとして有名であつたが、一九一六年以

後は絶えている。

ロサンゼルス市の議員メーヤー・リスナー Meyer Lissner 氏は一九一四年にオクシデンタル・カレッジおよび南カリフォルニア大學の學生およびハイスクールの後期二年以上の學生にたいし、「ロサンゼルス市の最良の憲章」"The Best Charter for Los Angeles"を題目とする論文の最優秀なものに一〇〇ドルを與えるという賞金を設定した。モートン・デニスン・ハル・ブライズ Morton Denison Hull Prize は一九一四年に、行政問題についての獨創的な考えおよび調査の推進に深い關心をもつていたシカゴ市のモートン・デニスン・ハル氏により設定され、都市行政の講座を有する合衆國內のカレッジまたは大學の後期學生の都市行政に關連ある題目を扱つた論文のうち最優秀のものに賞金二五〇ドルを與えるものであつた。

一九一四年にオレゴン州ポートランド市のリード・カレッジの學友會は寄附金六〇〇ドルを募集し、その基金からの收入をもつて同年以來リード・カレッジの

學生の都市行政に關する最良論文に毎年ポートランド・ブライズを與えている。

全國都市連盟は一九三三年に「都市財政の危機」"Crisis in Municipal Finance"とすう題目で連續放送を行つたが、その際その放送を補定する目的で「わが都市—その信用を高めるために私は何をすることが出来るか」という題目の論文をハイスクールおよびカレッジの學生に募集し、最優秀のものに各一〇〇ドルの賞金を與え、その論文をレビュー誌上に掲載した。

(三) バブリック・スクールにおける市政教育

一九〇三年に全國都市連盟は小・中學校における市政教育を研究するための委員會を設置し、この委員會はさらに小委員會をおいて幾年も研究し、また高等學校における市政教育との關連も考える必要があるのでもこれを取りあげ、州や地方の教育専門家が交えて調査研究を行つた。そして、しばしば報告書が提示されたが、最終的なものとはならず、一九一五年一時中絶し

た。一九一九年に委員會を再設置し、専門家を委員として一九二三年に「責任政治の概要」"Outlines of Responsible Government"を完成して、連盟から刊行し、小・中學校における市政教育の参考書とした。

(四) ラジオによる市民教育

一九三二年に、ラジオによる市民教育が全國ラジオ教育委員會とアメリカ政治學會との合同委員會の手により開始され、夕方全國放送として「あなたとあなたの政治」"You and your Government"が放送された。その経費はNBC(National Broadcasting Company 全國放送會社)の寄附によるものであつた。有名な教育家、高級役人、専門家などがそのプログラムに参加した。その目的は一般市民にきわめて解りやすく政治や政策の科學的研究の成果を知らせることにあり、座談會形式やインタビューや講演などいろいろのやり方が取りいれられた。

一九三三—一九三六年には連盟はラジオ教育委員會

とアメリカ政治學會との協力のもとに八〇〇シリーズの放送を行つた。また、他の團體と協力して行つた放送もある。放送シリーズの原稿は連盟の出版物として刊行され、またその他の個々の放送原稿も各種團體により出版し、多數頒布されてをり、これらのラジオ原稿は多くの新聞社の社説に大きな影響を與えるとともに、市民團體、大學、研究グループ、特殊の個人などにより熱心に取りあげられた。一九三五年の「あなたとあなたの政治」は商業および音楽放送でない番組としては最良のものであつたとして全國婦人ラジオ委員會 Women's National Radio Committee の賞を受けた。しかし、ラジオによる市民教育はだいたい一九三六年をもつて一應おわつてゐる。

(五) 市民團體

市政改善を確保するには市民團體の努力に待たなければならぬことは早くから主張されたことである。ことに公職選舉にあたり市民團體がよい人が選ばれる

ように活動することの必要が要請された。市民團體の選挙にたいする活動には二つの方法がとられた。一つは、市民團體が獨自に各黨の候補者を指名する方法で、ニューヨーク、フィラデルフィア、シンシナティ各市の市民同盟はこの方法をとった。も一つの方法は、政黨の指名した候補者のうちよいものを裏書する方法で、シカゴ、デトロイト、バッハロ、ミルウォーキー、ミネアポリス、セント・ポール各市の選挙人連盟がこの方法をとった。一九〇六・一九〇八・一九〇九年の都市連盟總會において、この兩方法の経験をもちよつて討議を重ねたが、よい市政實現のためにどちらの活動方法がよりよいかはきまらず、その後もしばしば討議されているが結論に到達していない。市民團體が選挙にあたりどのような活動をするのがもつとも市政改善に役立つかはむづかしい問題とされている。

(六) 経費節約のための市民會議 Citizens council for constructive economy

集つて全國納稅運動委員會を結成し、この運動を助けた。そして、二年間にわたり、(一)新聞および雑誌への廣告、(二)市民納稅團體の結成(數百都市において結成)、(三)他の全國的團體との協力、(四)ラジオ放送の四方法により活潑に運動を行つた。この運動は、當初誰も豫想しなかつた程の効果を挙げ滞納が一掃され、市政の信用を高め、市債の市價は記録的高値となつた。

(八) 大學と市民團體の協力

ニューヨーク州憲法の改正問題が起つた際、都市連盟のニューヨーク州委員會はニューヨークの州憲法特別委員會を設置し、委員には大學總長、行政首長、市民團體の代表者などを任命した。これは一般市民に問題を理解させるのにきわめて役立つた。一九三八年一

月の總選挙の際行われた州憲法改正についての投票には一般市民は専門家も舌を巻くような立派な投票を行つた、この顯著な成功をみたので連盟は、一九四〇年五月一三、一四兩日インディアナ大學に二〇八の大

アメリカ市政改善

一九三二年の連盟總會において連盟は州および地方の行政を改善し経費の節減を圖る運動の指導役となすべきであるという提案が行われ、この問題が徹底的に討議された結果、連盟に行政費節約委員會 Committee on Constructive Economy in Government が設置され、市民のために必要なサービスを低下させずに行政費を節約する方法を研究することとなつた。一方各地に経費節約市民會議が組織され、連盟もその組織内に市民會議課を設置して、各地の市民會議の指導と世話役を引き受けることとし、一九三六年以後はこの運動を連盟の正規のプログラムのなかに取りいれいている。

(七) 納稅運動

一九三三年五月に前記節約委員會は都市の信用を回復し滞納税金の納付を促進するため全國的な市民教育運動を開始した。當時滞納過剩のため多くの都市がその行政機能の繼續を脅かされていた。一方、銀行家は

學およびカレッジ、三〇の全國的市民團體の代表者のアメリカ自治會議 Conference on American Self-government を開催し、大學と市民團體との協力方法について討議した。この會議の結果、將來會議はつぎの三方法により市民教育的活動することに意見が一致した。三方法とは、(一)討議の基礎的事實を確保する調査、(二)事實を検討し市民に確信をもたせるような公開の討議、(三)事實の發見と討議により到達した問題を效果あらしめるための市民活動である。第一の機能は主として學者側の任務であり、第二の機能は市民團體側の責任である。この兩者を完成してはじめて市民運動に移すことができるわけである。

八 行政水準の高揚

一八九四年、フィラデルフィア市において初めて「市政改善全國會議」"National Conference for Good City Government" が開かれた當時は、緊急

な都市問題は都市の組織・権能・義務を確立し、州との關係を明確にし、市政を情實人事から絶縁することであつた。ついで、二〇世紀に入つて間もなく行政の問題が注目されはじめた。既述のように一九〇六年には都市行政の科學的調査、研究のためにニューヨーク市政調査會が創設され、この成功がきっかけとなつて主要都市に調査機關の設立運動が急激に行きわたつた。そして、一定の均一方式による會計および統計制度・豫算編成制度・中央購買制度・會計検査制度・財政統制方法・課税方法・受益者負擔金制度・超過収用・公益企業統制・都市計畫・地域制・人事行政・市政報告様式・行政能率測定規程——というような種々の新しい制度や方法の發達をみるに至つた。これらは、すべて都市行政の能率を高める行政技術に關する問題で、全國都市連盟をはじめ多くの調査、研究機關が挑戦してたたかひとつた成果である。これらの近代的行政技術がどのようにしてたたかひとられたかを展望しよう。

事管理を行うための必要經費、高級職員および一般職員同数の代表者から成る人事委員會について記述しよう。

一九三五年、都市連盟に「標準州公務員法」model state personnel law を制定すべきであるという提案が行われ、その案を作成するため委員會が任命された。一方、全國人事改革連盟 National Civil Service Reform League とアメリカ・カナダ人事會議 Civil Service Assembly of the United States and Canada の兩國體も同じ目的でそれぞれ委員會を任命した。この三委員會は委員もある程度重複しており、また三つの標準法が作成されるのを避けるために、三つの委員會の代表者の會議を一九三八年三月シカゴに開催し、標準法の諸規定についてだいたいの合意に到達した。一九三九年初めに州公務員法案 Draft of a State Civil Service Law を公刊したが、これはカウンティや都市の職員にも適用されるものである。同年四月にはすでにこの標準法案に則つて法律を制定

(一) 人事行政

一九〇八年、ハーヴァード大學ローエル教授 A. Lawrence Lowell は都市連盟總會においてはじめて市政に恒久的な専門職員の重要なことを強調した。この時以來、いつの會議にも人事管理の問題が取りあげられ、またこれを研究するための小委員會も設けられた。とくに、一九一七年には「人事能率委員會」"Committee on Civil Service and Efficiency" が設置され、一九一九—二〇年にわたり研究を繼續し、一九二〇年の總會においてはじめて地方公務員の勞働組合組織と罷業權の問題が討議された。一九一三年にこの委員會は「都市人事行政」"Employment management in municipal Civil Service" を刊行した

本書は第一章で都市人事行政の現状を述べ、第二章で私企業における人事管理の公務員に適用しうる部分についての分析を行い、第三章は競争試験により選任した人事委員(一名)による集權的人事管理、完全な人

した州議會もいくつかあつた。三國體は一九四六年には一九三九年の草案に代る標準州公務員法を作成、公刊した。

(二) 課税問題

一九〇四年、シカゴにおける都市連盟總會で課税問題を研究する委員會を設置すべきことが提案され、一九〇五年各州からの代表者により委員會が組織され、一九〇七年この委員會は市政綱領に従つて課税の自主性を勧告し、州税と地方税との分離を要望した。

(三) 超過収用

一九一〇年、課税問題委員會の發展したものととして都市の發達に基く利益にたいする課税と超過収用委員會 Committee on Taxation of Benefits Caused by the Growth of Cities and Excess Condemnation が設置され、内外にわたり超過収用問題を研究し、その結論を一九一二年の連盟總會に提示したが、

それによれば都市に最大限の土地收用権をみとめ、とくに道路、公園、高速度鐵道など市民生活の必要に應ずる事業のためには最大限に土地の收用、使用權を都市に與えるべきことを強調したものであつた。この時集收した諸外國の超過收用の事例は連盟のシリーズのうちに公刊されている。

(四) 財源問題

一九一七年、ロサンゼルスLos Angelesの總會において連盟は前記超過收用委員會を廢止して、都市新財源委員會 Committee on New Sources of Municipal Revenue を設置し、數年後「新」の字を削除して、一〇以上も存續活動した。その間貴重な報告書を刊行してゐるが、とくに一九一九年には「不動産課税」 Assessment of Real Estate (不動産課税の形式・方法・手續などを述ぶ)、一九二二年には「都市新財源」 New Revenue for City Government および「受益者負擔金制」 Special Assessments 一九二三年には「都市

財としての道路使用料」 Minor Highway Privileges as a Sources of City Revenue を刊行してゐる。

(五) 標準公債法 Model Bond Law

一九一九年都市連盟は標準市債法委員會 Committee on a Model Municipal Indebtedness Law を設置した。この委員會の目的は標準公債法を作成することにあつたが、ついに最終案を得るに至らなかつた。しかし、一九二四年にこの委員會を再編成し、一九二七年に一應標準公債法についての報告書を作成した。各州まちまちの扱い方を統一して一定の標準的な手續を設けるためにこの案は州議會にとりきわめて參考となるものであつた。すでに、マサチューセツツ、ニュージャージー、オハイオ、ノース・カロライナ、ミシガン、ミネソタの各州はこの案を基準として法律を制定しており、とくにミネソタ州の法律はこの案をそつくり踏襲してゐる。

(六) 標準受益者負擔法 Model Special

Assessments Law

一九三一年に各地方自治體に適用すべき受益者負擔に關する標準州法を作成するために、連盟に標準受益者負擔法委員會が設置された。この委員會は資金がないためあまり活動的でなく、一九三二年に同法に關する準備的な報告書を作成したに止つてゐる。

(七) 標準不動産稅徵收法 Model Real

Property Tax Collection Law

一九三〇—一九三三年の不動産稅徵收稅率の急激な低下と引續く經濟的不況が地方財政に強く影響したので、都市連盟は一九三四年に標準不動産稅徵收法委員會を設置した。委員會は各州の關係法律を検討した後、報告書として「標準不動産稅徵收法」を作成し、一九三五年これを公刊した。これは、當時たまたま盛んとなつた全國納稅運動の有力な參考文書となつた。

(八) 會計および統計の定式

すでに一九世紀の末頃に都市會計の帳簿や會計検査については一定の様式を定めるべきことが研究もされ、また勧告もされてゐた。一九〇〇年の連盟總會にはニューヨーク市のベーカー M. N. Baker 氏が會計様式の統一について論文を發表し、都市の會計と統計との様式を統一するための委員會の設置を提案した。そこで翌年この委員會が設置され、一九〇八年一月廢止されるまでこの委員會は毎年研究の結果を報告し、公刊してゐる。その後、この種の委員會はいく度か設置されたが、一九三四年に從來の委員會を吸収して都市會計制度全國委員會 National Committee on Municipal Accounting を職業會計士、公務員、市民團體の代表者などをもつて組織した。すでに委員會で作成された各種の基準は多くの都市により採用されてゐる。

(九) 豫算と經理

會計と統計の統一に關する委員會の仕事に關連して、一九〇九年に連盟は都市財政および豫算委員會を設置した。この委員會は研究報告を提出したが、一九一一年廢止され、代つて都市財政および能率委員會が設置された。一九一二年この委員會は總會に二つの報告書を提出したが、委員長バーナム Burnham 氏はこの委員會を都市財源委員會と豫算編成および經理委員會の二つに分離すべきことを提案しそれが容れられた。都市豫算編成の基本的原則は一九一三年の委員會の報告に述べられていたが、一九一四、一九一五年の總會に報告され、最終報告としては一九一六年に標準豫算 Model budgeting として提示し、標準市憲章の財政の章の改正を勧告した。

一九二五年に都市連盟は都市行政の技術的な方面を扱つた叢書を發行したが、その第一號をバック博士 A. E. Buck の「都市豫算および豫算編成方法」

この法案を採用して法律を制定した。また、同氏はニューヨーク市の調査を行つた後中央購買制度を勧告し、シカゴ市を調査した後もまた新しい購買規則案を作成して市に提示した。同氏の中央購買制度に關する著述やバンフレットは關係の人々の間に廣く行きわたつてゐる。

(一) 標準財政法 Model Fiscal Legislation

既に述べたように標準公債法、標準都市豫算法、標準不動産稅徵收法などを含む標準財政立法は州および地方公共團體の實際行政のうゑに大きな寄與をした。ことに一九三〇年代の經濟界不況時代には關係地方公務員および研究者にはなほ役立つところが多かつた。一九三七年に都市連盟はこれらの財政的諸立法を改正して、不動産の評価、徵稅、資金保管、經費の統制などを含む大きな立法を研究する委員會を設けることを決定した。この標準財政立法委員會 Committee on a Program of Model Fiscal Legislation for

“Municipal Budgets and Budget Making” と呼ぶた。この専門書は都市豫算編成の健全な發達にきまつて役立つた書物である。この研究の副産物として、豫算の作成、採擇、實施に關する重要事項を規定した「標準市豫算法」“A Model Municipal Budget Law” が一九二八年に公表され、これまた各方面で好評であつた。

(一〇) 中央購買制度 Centralized Purchasing

中央購買制度は比較的早くから研究された題目であるが、著名なのは一九二〇年刊行されたバック博士「州政府の中央購買制度創始」“The Coming of Centralized Purchasing in State Government” において州政府の購買組織および方法の分析を行つたことである。一九二四年にはラッセル・フォーブス Russell Forbes 氏が市支配人制をとる都市の中央購買制度を調査し、一九三〇—三一年に州購買制度法案を作成した。メーンおよびノース・カロライナ兩州は

Local Governments は地方公務員、銀行家、大學教授、行政調査員、地方公務員團體代表者などをもつて構成し、標準市憲章修正委員會とも協力して研究を行ひ、一九四六年には標準豫算法 Model Accrual Budget Law を作成、公表した。

(一一) 都市計畫と地域制

都市連盟が都市計畫に關心をもつたのは一九一三年からである。實際、一九〇〇年はじめて市政綱領を公表した當時にはアメリカではまだ都市計畫 City planning という言葉は知られていなかった。したがつて、第一回の市政綱領には都市計畫のことはあらわれておらず、一九一六年の標準市憲章にはじめて都市計畫委員會のことが規定された。そして一九二七、一九三三、一九四一年の各修正にはいずれも都市計畫および地域制のことを取りいれて規定している。全國都市連盟の叢書のうち三冊この問題を扱つてゐる。すなわち Graham R. Taylor, Satellite Cities (1915)

John Nolen, City Planning (1916) Charles S. Bird, Town Planning for Small Communities (1917)であつて、これらは比較的初期の研究書として有力なものであつた。なお、連盟はこのほかにも多數の關係パンフレットなどを刊行している。都市計畫については各州にも多くの團體や會議が設けられており、一九三七年に連盟が American City Planning Institute, American Society of Planning Officials, American Civic and Planning Association と協同してニューヨークに開催した全國都市計畫博覽會は畫期的な催しであつた。

(13) 公益企業

都市の公益企業に關する研究は一八九四年ミネアポリスの都市連盟總會でシカゴ大學のエドワード・ベミス Edward W. Bemis 教授が「特許を與える場合のよき市政の要件」"Some Essentials of Good City Government in the Way of Granting Franchises"

り統制するのが最もよいという結論に到達した。

一九一六年の新しい市政綱領には公益企業にたいする市の權能が規定されており、標準市憲章にはその特許に關する原則が取りいられている。ウィルコックス博士は「新市政綱領の特許政策」"Franchise Policy of the New Municipal Program" という論文を公表した。この頃一日八時間労働と最低賃金制の問題がおこり、運輸、通信のような公益企業については労働者は武器として罷業權を行使することを禁止されるが、そのかわり社會正義に照らし賃金・労働時間・労働條件などについて労働者の正當な利益を保障することとは州の義務であるという結論が導き出された。

一九一八年に都市連盟は戰時節約會議 War Time Economy Conference と連合してニューヨークに會議を開き、この會議でウィルコックス博士とランソン W. L. Ranson 氏は「特許問題の新しい扱い方」"A New Deal on the Franchise Question" という論文を發表し、また、この年一月ロチェスター市

アメリカ市政改善史

を發表したのにはじまつている。その後、毎回の會議に公益企業の特許・市營問題・市街鐵道・料金・會計制度・課税問題・取締規定・私營公益企業にたいする監督などについての研究論文が發表されている。一九〇五年に連盟は「公益企業會社と都市との關係委員會」を設置し、その研究にあたることとしたが、この委員會があまり活動しないうちに、一九一〇年に新しく「特許委員會」を設置し、その分科委員會をニューヨークのウィルコックス Delos F. Wilcox とカンサス・シティのピークース W. S. Peters の兩氏をもつて構成し、一九一一年には「標準市街鐵道特許」"Model Street Railway Franchise" を作成した。連盟は最初から都市の公益企業は完全に都市の自由な統制下におくべきであるという主張であつたが、他方では公益企業は州の監督、統制下におくべきであるという主張もあつた。一九一三年トロント市における會議で論議の結果、いずれの一方の專管事項とすることもよくなく、すべからず地方と州との協同活動によ

(ニューヨーク州)に開かれたアメリカ復興問題會議においても公益企業が問題として取りあげられ、公益企業公營委員會 Committee on Public Ownership and Operation of Utilities が設置された。この頃ちょうど市街鐵道がとくに問題となり、一九一九—一九二二年間にはイヴェツ誌上に "Fate of the Five-cent Fare", "A Correct Public Policy Toward the Street Railway Problem", "Deadlock in Public Utility Regulation" というような研究論文が發表されており、一九二五年には "Chief Elements of Controversy in Public Utility Rate Making", "Depreciation in Public Utilities" が發表されている。一九二〇年以後は公益企業委員會も別に報告も出さず、その後數回會議は開かれているが、一九二八年ウィルコックス氏の死亡とともにこの方面の活動は下火となつた観がある。

(14) 市政報告

一九一七年に都市連盟の執行委員會は市政報告形式統一委員會 Committee on Uniform City Reports を設置し、この委員會が統一形式を研究し、二年後にその試案を總會に提出し、採擇された。また、一九二七年にはリドレー博士 Dr. Clarence E. Ridley が『ヴァウ誌』上の市政報告批判欄を擔當し、一年間これをつづけ市政報告の向上に大きな貢獻をした。

一九二九年一月都市連盟の發議により行政調査協會 Government Research Association、國際市支配人協會 International City Managers' Association、アメリカ都市協會 American Municipal Association の代表者とともに市政報告委員會 National Committee on Municipal Reporting を組織した。この委員會はスペルマン財團の補助金により二年間市政報告の方法を研究し、その結論として「公報」"Public Reporting" を一九三一年公刊し、この書物は廣く關係者のあいだで讀まれた。また、都市連盟は一九四一年サンフランシスコのコロンビア財團の補助により「カリフォルニ

ア市政報告相談所」Municipal Reporting Consultant Service for California を設立した。この相談所は地方公共團體や市民團體に年報・新聞發表・リーフレット・ラジオ放送・その他の資料の作成につき助言と援助とを與えるのがその仕事である。この相談所は第二次世界大戰のため繼續不可能となつたが、それ以前にすでにバークレー市報告書、オークランドおよびサンフランシスコの市民防衛活動報告書を作成してゐる。

(一五) 市政能率測定基準

市政の能率を測定する基準を作るといふことは早くから關心を持たれた問題である。一九一二年にフィラデルフィア市政調査會理事バークス Jesse D. Burks 氏が「市行政の能率基準」"Efficiency Standards in Municipal Management" という論文を『ヴァウ誌』上に發表して以來、この問題について多くの論文が同誌上に續々發表された。一九二七年には都市連盟は各

行政事務、すなわち一般行政・社會福祉・警察・消防

・公衆衛生・都市計畫・地域制・公園・レクリエーシ

ョン・公共事業について各専門家により行政基準を示

すパンフレットの發行を計畫し、翌年國際市支配人協

會、アメリカ都市協會、行政調査協會の代表者とともに

に市政基準委員會 National Committee on Municipal

Standard を組織した。この委員會の委員長は

ウایت氏 H. M. Waite, Cincinnati、副委員長は

ード博士 Dr. Charles A. Beard, New Milford、

事務局長はシカゴのリドレー博士であつた。街路清掃

および塵芥處理についての基準案が作成され一九二九

年に公刊された。この委員會の活動資金は三年間ジェ

リアス・ローゼンワルト財團およびシカゴ大學地方公

共團體調査基金から賄われたが、一九三〇年以後はこ

の仕事は國際市支配人協會の手に移された。一九三八

年にはリドレー博士とサイモン博士 Herbert A. Sim-

on の共著になる「市政測定」"Measuring Municipal

Activities" が國際市支配人協會から刊行され、一九

四三年にはさらにその改訂版が刊行されてゐる。

(一六) 市政調査サーヴィス

市政改善のための調査研究機關としてニューヨーク市政調査會が設立されたのは一九〇六年であり、その後この調査會のアイディアが急激に擴がつたことは既に述べた通りである。都市連盟は毎年の總會にこれら調査會の首脳部を招待して、その新しい運動と活動とについて討議した。一九〇八年の總會にはニューヨーク市政調査會のアレン博士とマイルス Rufus E. Miles 氏が同調査會のやり方と業績とを報告し、一九〇九年にはマイルス氏が過去四年間の市政調査運動の發達を述べ、初期のレヴァウ誌上にはこの問題についての多くの論文や記事が掲載されている。

一九一四・一九一五・一九一六の各年の連盟總會におきて各市政調査會の代表者らは幾度か非公式に會談し、どうしても調査會の連合機關が必要であるという結論に到達し、一九一七年にアメリカおよびカナダの

一九の市政調査機關の代表者をもつて行政調査會議 Governmental Research Conference を結成した。この行政調査會議はその後毎年都市連盟總會と共同して同時に同所で開催し、相互に協力を密にしている。行政調査會議は、しばしばその論議において調査機關設置の運動を促進し、全國的な調査計畫を立案し、地方調査機關にたえず技術的な援助や勧告を與えるための恒久的な中心機關の必要を痛感し、具體案もいくつか作成したがつねに資金のないために實現を見るに至らなかった。一九二二年、この會議においてシカゴ大學のメリアム教授 Charles E. Merriam が市政調査組織を論じて、多くの都市問題研究に調整 coordination のかけていることを指摘し、たがいに情報を交換し、集收した各種資料を詳細に分析し解釋するために適當な中央的情報所 Central Clearinghouse の必要なことを強調した。一九二二—一九二四年に都市連盟事務局長ドッズ博士は行政調査會議と共同管理のもとに行政調査のための中央情報交換所の設立運動を

開始し、この計畫は兩國體の執行委員會の承認もえ、新しい機關の認識と財政計畫を立てることとなつた。一九二四年にこの新機關の設立準備委員會が設置され、委員は Henry M. Waite, R. E. Miles, Lent D. Upson, Charles A. Beard, Luther Gulik, Richard S. Childs, Thomas H. Reed の七氏で、當時斯界の第一人者ぞろいであつた。委員會はいくつかの案を検討の結果、行政調査會議と協同して行政調査部 administrative research department を設置する案を決定し、資金は三年間、毎年一五、〇〇〇ドルづつの補助金がスベルマン財團から與えられることになつた。そして、この行政調査部は一九二六年一月一日から Municipal Administration Service の名のもとに全國都市連盟と隣り合つた事務室で發足した。この調査部の運営委員會は都市連盟側三名、行政調査會議側三名、計六名の委員で構成し、連盟の會長が職務上當然に委員長となつた。初代の事務局長はマッキヤフレー氏 George H. McCaffrey, Boston だ。

同氏は一九二七年一月退職し、フォーブス氏 Russell Forbes, New York があとを継ぎ、調査所がニューヨークからシカゴに移るまでその職にあつた。この行政調査部は五つの活動を行つてゐる。

- 1 各種の調査報告に公開の機會を與え、またその調査に建設的な批判を加え、緊密な調査の推進と指導を行うこと
- 2 専門的なパンフレットおよび統計その他の行政資料を出版し、これを廣く頒布すること
- 3 公務員、調査機關、商業會議所、とくに關心をもつ市民などのために行政の方法について質疑に應ずること（このためにはスタッフによる大量の調査を必要とする場合が多い）
- 4 市政に關する出版物、資料などを整理、保管する調査圖書館を経営すること（この圖書館はすべての調査機關の發行した報告書類の保管庫の役目も果す）
- 5 行政調査會議の事務局として活動すること

最初のスベルマン財團からの補助は一九二九年で切れたので、その補助は一九三二年五月までつづくことに更新された。しかし、この更新の際條件として市政調査所はスベルマン財團からの補助額と等しい額の寄

附金を他から獲得すべきことが要請された。運営委員會は一九三二年五月までは各團體からスベルマン財團の補助金に等しい額をきよ出し、それ以後は乏しい財政でこれを運営すべきこととした。一九三一—一九三二年に調査所の運営委員會はワシントン Washington D. C. のブルッキングス・インスティテューション Brookings Institution と協議し、市政調査所を同研究所の一部としてワシントンに移そうということが相談された。その案は調査の分野を連邦・州・カウティ・市町村のすべての行政に擴げ、名稱も行政調査所 Public Administration Service とし、現在の運営委員會は諮問機關として残そうとするものであつた。しかし、この案は資金難のため實現せず、その代りにシカゴの行政情報所 Public Administration Clearing House の常務理事ルイス・ブラウンロウ Louis Brownlow 氏の招聘により市政調査所は一九三三年春シカゴに移轉した。そして名稱も行政調査所 Public Administration Service と變更し、その理事

會は、行政情報所・アメリカ社會福祉協會・アメリカ都市協會・合衆國市長會議・都市財政職員協會・行政調査協會・國際市支配人協會・アメリカ議會職員協會の理事または職員をもつて構成してゐる。

(一七) 市政相談部 Consultant Service

一九三三年、經濟不況時代に都市連盟は各地方行政單位の財政上の相談に應ずるため相談部を設置し、納税運動團體と協同して、徴税の有效な方法などについて提案をなし、また相談に應じた。部長としてミシガン大學のリード教授 Thomas H. Reed が任命されてからはすこぶる有効に活動した。連盟とリード博士との間の契約は、相談部の経費は調査依頼者の依頼費をもつて賄い、もし餘剰があれば七五％は連盟、二五％は博士の収入とする條件であつた。この契約は五年の期間であつたが、この間に都市、カウンティ、市民團體その他の依頼件数が二五件以上あり、行政調査、財政調査、市郡合併問題などが主たる題目で、その報

告書は連盟から公開されている。

リード博士は一九三八年退職し、ジョーンズ氏がそのあとをついだが、同年以後に相談部の行った調査は Bar Harbor, Maine; White Plains and Rome, New York; Passaic, New Jersey; Wallingford, Connecticut; Augusta, Georgia; Cincinnati; The Cleveland Metropolitan Area; Wilcomico County, Maryland; Richmond County, Georgia などの他の市町村についてである。

結 語

アメリカ市政改善の歴史を語る場合には上記のほか各州都市連盟の沿革と活動の状況(本誌四二卷三號参照)と最近行政研究の本山として有名になつてきたシカゴの一三・一三(サーティーン・サーティーン、本會發行、市政調査資料二八號参照)に觸れなければならないのであるが、それぞれ他の場所ですでに照會しているので、ここには割愛した。本篇はアメリカのどこの都

市において市政がどのように改善されたかという歴史的事實を集積することは避けて、アメリカ合衆國全體としてその市政の改善と進歩のためにどのような方策を講じ、どのような努力が拂われてきたかを記述した。したがつて、アメリカ市政改善史というよりはアメリカ市政改善方法史というほうが當つているかも知れない。かつては、世界にその例をみなくとも言われるほどに腐敗していた市政が今日においてはその科學的能率的經營においてほとんど世界に冠たる水準にまで昇りえたのは、決してアメリカの富力、機械力によつて安易にもたらされたものではない。その基礎づけには熾烈な精神的努力の存在していたことを見落してはならない。長い年間にわたるいろいろな努力のあつたことを忘れて、今日のアメリカ都市行政の表面をながめて、これをまねようとしてもそれはむだである。われわれはわれわれで日本の都市行政の水準をどうして引きあげるかをとくと研究し、また努力すべき

である。どういう方向へ、どういう努力をすべきかを考える場合に、アメリカ五十年の市政改善方法の歴史はきわめて有益な資料であると思う。アメリカは、もちろん、今日もなお市政水準の高揚への努力を怠つてはいないし、さらに強力につとめてゐる。一九四四年アメリカ都市連盟の機關誌 National Municipal Review の連盟創立五十年記念號(第三三卷一〇號)巻頭論文においてピーアド博士は「本連盟がかつて作成した市政綱領はすでに國の端から端に至るまで幾百の大小都市において實施されており、五〇年の昔においては夢であつた多くの目的が現實化されているといへ、本連盟の背負う責任と活動すべき機會とは決して減少してはいない。むしろ、反對に過去五〇年間にあつたよりは今日はさらに増大している」と述べて連盟を激勵している。今後、アメリカ市政がどのような進展をとげてゆくかを見とどけることは、十分かつ目に値する課題である。



042

1089

アメリカ市政改善史

昭和27年8月1日發行

編 集 東京市政調査會

印刷所 ダイヤモンド
印刷株式會社

發行所 東京市政調査會
東京都千代田區日比谷公園

Y 40